

学校給食費について

1 学校給食費について

(1) 学校給食費の推移

- ・平成14年度より、それまでの私会計から公会計へと移行

■川越市学校給食費（平成10年4月～）の推移

改定年月	月 額		備 考
	小学校	中学校	
平成10年 4月	3,700 円	4,500 円	政府米援助の廃止
平成21年11月	4,000 円	4,900 円	食材費の価格上昇
平成27年 4月	4,350 円	5,250 円	食材費の価格上昇と消費税 8%への対応

(2) 納付方法

- ・現金または口座振替による

(3) 納入期限

- ・4月から7月・・・翌月の末日
- ・9月から翌月3月・・・各給食実施月の末日

2 学校給食費の納付義務者

学校給食費の納付義務者は、学校給食法第11条第2項により、学校給食費は学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とするとされています。また学校教育法第16条により、保護者とは、子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいうとされています。

さらに、民法818条第1項によれば「成年に達しない子はその父母が親権者となってこれを保護」とされており、父母が親権者であることが規定されています。このことにより、川越市立学校給食センター管理規則では、第3条で、「学校給食費は、児童又は生徒の保護者が負担」と定めています。

参考

<学校給食法>

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費という。」は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。